

一般廃棄物処理業許可証

住所 市川市田尻二丁目11番25号  
氏名 株式会社市川環境エンジニアリング  
代表取締役 岩 楯 保

令和6年2月22日付けで申請のあった一般廃棄物許可処理業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

令和6年4月1日

浦安市長 内 田 悦 嗣

- |              |  |
|--------------|--|
| 1 許可番号       | 第 4 号  |
| 2 許可期限       | 令和6年4月1日から<br>令和8年3月31日まで  |
| 3 取扱廃棄物の種類   | 一般廃棄物(ごみ)  |
| 4 収集、運搬又は処分別 | <input checked="" type="checkbox"/> 収集 <input checked="" type="checkbox"/> 運搬 <input type="checkbox"/> 処分(最終処分を除く。)  |
| 5 許可区域       | 市内全域   |
| 6 許可条件       | (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例並びに施行規則」及び「浦安市一般廃棄物収集運搬業の許可基準及び許可後の遵守事項等に関する取扱要領」、その他の関係法令等を厳守すること。<br>(2) 収集運搬については、分別及び再資源化、減量に協力すること。<br>(3) 運搬先は、浦安市クリーンセンターとする。<br>ただし、再生利用する一般廃棄物についてはこの限りでない。<br>(4) 許可業務の実績について毎月報告書を提出すること。<br>(一般廃棄物処理業務実績報告書) |

複写禁止

本許可証は、原本の写しです。  
本許可証は、許可内容の参照以外の用途には使用できません。

株式会社市川環境エンジニアリング

第 13 号様式(第 14 条第 1 項第 1 号)

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

住 所 市川市田尻二丁目 1 1 番 2 5 号  
氏 名 株式会社市川環境エンジニアリング  
代表取締役 岩 楯 保

令和 6 年 2 月 22 日付けで申請のあった一般廃棄物許可処理業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

令和 6 年 4 月 1 日

浦安市長 内 田 悦 嗣

- 1 許可番号 第 3 号
- 2 許可期限 令和 6 年 4 月 1 日から  
令和 8 年 3 月 31 日まで
- 3 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物 (し尿及び浄化槽に係る汚泥)
- 4 収集、運搬又は処分別  収 集  運 搬  処 分 (最終処分を除く。)
- 5 許可区域 市 内 全 域
- 6 許可条件 (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「浦安市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例並びに施行規則」、その他の関係法令等を厳守すること。  
(2) 運搬先は、浦安市クリーンセンターとする。  
(3) 許可業務の実績について毎月報告書を提出すること。  
(一般廃棄物処理業務実績報告書)

**複写禁止**

**本許可証は、原本の写しです。  
本許可証は、許可内容の参照以外の用途には使用できません。**

**株式会社市川環境エンジニアリング**